

議案第 13 号

豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

令和 7 年 6 月 23 日提出

豊橋市教育委員会

教育長 原 田 憲 一

豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年    月    日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第        号

豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

豊橋市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年豊橋市条例第17号）の施行期日は、令和 7 年 9 月 1 日とする。